

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和4年3月29日

福島県監査委員	山	田	平四郎
福島県監査委員	高	野	光二
福島県監査委員	佐	竹	浩
福島県監査委員	高	橋	宏和

- 1 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類
財務監査
- 3 監査等の対象及び実施内容
 - (1) 定期監査
 - ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中地方振興局	令和2年度	令和4年2月4日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
県南地方振興局	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
会津地方振興局	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
北海道事務所	令和元年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
名古屋事務所	令和元年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

南会津地方振興局	令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
東京事務所	令和元年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
大阪事務所	平成30年度 令和元年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

イ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南保健福祉事務所	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
会津保健福祉事務所	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
県北保健福祉事務所	令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
南会津保健福祉事務所	令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
相双保健福祉事務所	令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島学園	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

ウ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
計量検定所	令和2年度 令和3年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
ハイテクプラザ	令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
テクノアカデミー郡山	令和2年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

エ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相馬港湾建設事務所	令和2年度	令和4年2月4日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島空港事務所	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
小名浜港湾建設事務所	令和2年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

オ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
橘高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月20日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
福島南高等学校・ 福島中央高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月20日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
梁川高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月20日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
安達東高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月20日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査
田村高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月20日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査
坂下高等学校	令和2年度	令和4年1月20日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査

	令和3年度				
福島商業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島北高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
二本松工業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
好間高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
四倉高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
新地高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月4日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
美術館	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
喜多方桐桜高等学校	令和2年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
福島明成高等学校	令和元年度 令和2年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
猪苗代支援学校	令和2年度 令和3年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
相双教育事務所	令和元年度 令和2年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
会津自然の家	令和元年度 令和2年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島工業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
安積黎明高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
郡山商業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
あさか開成高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
耶麻農業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
大沼高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
会津農林高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
相馬農業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
郡山支援学校	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
会津支援学校	令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

カ 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
須賀川警察署	令和元年度 令和2年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
いわき東警察署	令和元年度 令和2年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
郡山警察署	令和2年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
郡山北警察署	令和元年度 令和2年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
	令和2年度				

会津坂下警察署	令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
南相馬警察署	令和2年度 令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農業総合センター 除去土仮置場復旧 工事	令和3年度	令和4年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
県北建設事務所 保原土木事務所除 雪車庫整備工事設 計委託	令和3年度	令和4年2月17日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
警察本部 いわき東警察署大 規模改修工事設計 委託	令和3年度	令和4年2月22日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
若松商業高等学校 若松商業高校体育 館屋根改修工事	令和3年度	令和4年3月1日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島空港事務所 設計業務委託（空 港・整備（補助））	令和3年度	令和4年3月11日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
警察本部 白河警察署西郷駐 在所改築工事	令和3年度	令和4年3月11日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

- (7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、3件の指導事項について是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・建物貸付料の調定において、3か月以上遅延しているものがある。 （事実） 県有財産賃貸借契約に係る自動販売機設置のための建物賃借料（1件 1,010,340円）について、令和2年4月1日付けで収入調定し納期限を同年4月30日とすべきところ、同年8月24日に調定し納期限を同年9月23日としている。 （是正又は改善の意見）

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき遺漏のないよう適正に行うこと。

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南地方振興局	・ 土地貸付料及び建物貸付料について、令和2年4月1日付けで収入調定し納期限を同年4月30日とすべきところ、同年5月28日、同年6月8日に調定し納期限をそれぞれ同年6月19日、同月30日としている。
会津地方振興局	・ 庁舎等維持管理業務委託契約の変更契約において、予算の配分がないにもかかわらず、また、支出負担行為調書の決裁を受けず、変更契約を締結している。 ・ 給与の支給定日に現金支給すべき職員の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず、同日に支払われていないものがある。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の2件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北保健福祉事務所	・ 本人負担分の社会保険料の受払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 本人負担分の社会保険料について、平成30年12月から令和2年3月までの受入れ及び払出しに係る事務処理漏れ等により歳入歳出外現金に23,242円が残っている。 1 月途中退職者から誤徴収した社会保険料の返還漏れ 1件 22,432円 2 月途中退職者からの社会保険料の誤徴収に伴う所得税の追加納付について、受け入れた社会保険料からの払出事務処理漏れ 1件 940円 3 端数処理誤りによる社会保険料の払出額誤り △1円 (払出不足 1件 1円、払出過払 1件 △2円) 4 社会保険料改定時の庶務システムの控除誤りによる追加保険料の徴収漏れ 4件 △129円 (是正又は改善の意見) 本人負担分の社会保険料については、適正に管理し、適時に受払事務を行うこと。
南会津保健福祉事務所	・ 特別障害者手当等の認定事務について、チェック体制が機能しておらず、著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 組織内の情報共有や進捗管理が不十分でチェック体制が機能しておらず、2名の認定請求書について、速やかに受給資格の認定が行われていないものがある。 1 A氏から平成29年9月22日付けで提出された認定請求書について、受給資格の認定を行わずに平成30年2月分から支給し、令和3年3月16日に受給資格の認定を行っている。

	<p>なお、未支給であった平成29年10月から平成30年1月分（107,240円）について、令和3年3月29日に支給している。</p> <p>2 B氏から平成30年2月6日付けで提出された認定請求書について、令和3年3月19日に支給資格の認定を行っている。</p> <p>なお、未支給であった平成30年8月から平成30年11月分（107,760円）について、令和3年3月31日に支給している。</p> <p>(是正又は改善の意見) 特別障害者手当等の認定に当たっては、認定請求書の受付から認定までの処理状況についてチェック体制を徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
--	--

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南保健福祉事務所	・特別障害者手当の現況届に係る審査事務を誤り、支給停止すべきところ手当を支給している。
県北保健福祉事務所	・要介護状態等の審査判定に関する委託業務について、判定依頼を失念したため、事後的に判定を依頼し委託料を支出している。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 商工労働部

(ア) 監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
計量検定所	<p>・旅費の支払いについて、チェック体制が機能しておらず、事務事業に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>(事実) 出張検定に係る旅費について、公共交通機関利用の旅行命令を受けていたにもかかわらず私有自動車を使用して出張していたことに、所属として気付かず、職員Aについては平成27年6月から令和2年6月にかけて19回分56,455円、職員Bについては令和元年9月から令和2年6月にかけて3回分6,210円、合計22回分62,665円が過大に支給されている。</p> <p>また、検定を受ける事業者が負担する職員の旅費相当額（旅費弁償金）について、事業者3者から57,340円（未徴収分を除く。）を過大に徴収している。</p> <p>なお、令和2年9月に、過大に支給していた旅費62,665円は職員から返還させ、旅費弁償金の過大徴収分57,340円については事業者に返還している。</p> <p>(是正又は改善の意見) 旅費の支払いに当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 土木部

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
相馬港湾建設事務所	<p>・入札事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 橋梁補修工事について、条件付一般競争入札により発注するため、令和2年4月13日に公告したが、発注種別を「PC橋上部工事」とすべきところ「一般土木工事」と公告し、同年4月30日に入札を執行した。 その後、落札者との契約事務手続中に発注種別の誤りに気づいたため、契約を中止し、発注種別を改めて再度入札を執行した。 工事名 漁港(補助)工事(橋梁補修) 工事概要 橋梁補修 L=286m (是正又は改善の意見) 入札事務に当たっては、関係規程に基づき、適正に行うこと。</p>

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
相馬港湾建設事務所	<p>・給与の支給定日に現金支給すべき職員の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず、同日に支払われていないものがある。</p>

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の2件の指摘事項、7件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
安達東高等学校	<p>・義務教育等教員特別手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 実習教諭1名の義務教育等教員特別手当について、給与マスター基本通知書の産業教育手当コードの支給区分を農業水産科で入力すべきところ工業科で入力したため、平成27年4月から令和3年3月まで誤って支給されている。 正当支給額 307,350円 既支給額 204,900円 不足支給額 102,450円 (時効額65,850円、追加支給額36,600円) (是正又は改善の意見) 義務教育等教員特別手当の支給に当たっては、支給区分の確認を徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
二本松工業高等学校	<p>・雑入の調定時期に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛</p>

	<p>金負担金の収入調定について、在校生は令和2年4月1日に、新入生は入学式の日に行うべきところ、同年8月7日に同年4月1日及び同月9日に遡及して行っている。</p> <p style="padding-left: 20px;">在校生分 400,675円 (235名分×@1,705)</p> <p style="padding-left: 20px;">新入生分 167,090円 (98名分×@1,705)</p> <p style="padding-left: 20px;">合 計 567,765円 (333名分×@1,705)</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>雑入の収入調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
--	--

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
田村高等学校	・報酬の支給定日に支給すべき報酬について、同日に支払われていないものがある。
坂下高等学校	・県費で購入した物品をPTA会計で購入した物品と一括して売り払い、県費で購入した物品の売払代金に係る歳入の調定を行っていない。
喜多方桐桜高等学校	・給与の支給定日に現金支給すべき職員の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず、同日に支払われていないものがある。 ・建物使用料及び管理経費について、調定の時期が遅延しているもの及び調定していないものがある。
猪苗代支援学校	・特別支援教育就学奨励費について、助成金の控除を怠ったため過支給となっているものがある。
大沼高等学校	・講演会の講師に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っているものがある。
郡山支援学校	・特別支援教育就学奨励費について、対象経費の算定を誤ったため過支給となっているものがある。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

カ 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第9号

令和3年11月26日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年3月29日

福島県監査委員	山 田 平四郎
福島県監査委員	高 野 光
福島県監査委員	佐 竹 浩
福島県監査委員	高 橋 宏 和

3 財 第 2 1 9 9 号
令和4年1月26日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
福島県監査委員 高 野 光 二 様
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和3年11月17日付け3福監第342号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 生活環境部
監査対象年度 令和2年度
監査実施年月日 令和3年10月13日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 事務事業の執行体制に適切を欠いているため、財務の執行及び事業の管理に重大な影響を与えているものがある。</p> <p>「事実」 令和元年度の以下の委託事業において、担当者が上司に相談せずに委託事業者に対し業務の一旦中止を指示するとともに、中止を指示した業務を含む実績報告書の提出を求めた。</p> <p>担当課では、組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、事業の一部が未完了であることを把握しておらず、仕様書に定める業務が完了していないにもかかわらず、履行確認（検査）において適正であると審査及び確認し、令和2年5月18日に令和元年度の委託料全額を支払っている。</p> <p>このことにより、業務の中止指示に伴い追加費用が発生するとともに、同年8月に担当職員が決裁を受けずに新たにパンフレットの作成等を指示していた事実が判明し、これらの費用を同年12月25日に令和2年度予算により支出している。</p> <p>1 令和元年度委託事業 事業名 来て。撮って！自然公園ビューポイント整備・プロモーション事業</p> <p>契約金額 25,700,000円 契約期間 令和元年6月25日から令和2年3月31日まで</p> <p>事業内容 自然公園の優れたビューポイントの選定、案内板の作成及び設置、パンフレットの作成等</p> <p>2 令和2年度における追加支出 (1) 業務の中止指示に伴う追加費用 パンフレット保管用倉庫使用料 475,200円 (2) 決裁を受けずに作成等を指示した</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は下記のとおりである。</p> <p>① 管理監督者が十分な指導監督を行わず、担当者任せとなり、組織として十分な進捗管理ができていなかった。</p> <p>② ミーティング等による課内での情報共有を定期的に行うことや、管理監督者が積極的に担当者とコミュニケーションを図るなどの職務環境づくりが不十分であった。</p> <p>③ 管理監督者が成果品の確認を怠るなど、課内におけるチェック体制が十分に機能していなかった。</p> <p>（処理状況） ① 今般の事案について、令和2年11月19日に記者会見により事案の公表を行い、再発防止策を示した。</p> <p>② 業務の中止指示及び追加発注に伴う経費の支出については、令和2年12月25日に支払を完了させた。</p> <p>③ 中止をしていた業務については、委託事業者と協議し令和2年12月上旬までに完了させた。</p> <p>（今後の対応） 今回の事案を踏まえ、下記のとおり対応している。</p> <p>① 課長、主幹、主任主査によるミーティングを週1回開催し、各事業における進捗と課題について確認し、進捗に応じた必要な指示を行うとともに、指示に対する履行確認も行ってきている。</p> <p>また、業務の年間スケジュールについて、管理監督者が各担当者に定期的にかつ進捗の段階に応じてヒアリングし、事業が円滑に進むように適切な指導を行っている。</p> <p>② 課内での情報共有を徹底するため、各担当者は業者とのメールでのやり取りや、打合せ記録を副担当を含めて課</p>

<p>代金 パンフレット追加作成 (1,020部) 209,000円 案内板追加作成 (15個) 832,890円 案内板設置 (3か所) 66,000円 計1,583,090円</p> <p>「是正又は改善の意見」 事務事業の執行に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>内で共有している。 また、管理監督者は、毎日の朝礼時や文書決裁時などにおいて各職員に積極的に声かけし、仕事の進め方や根拠確認を行うほか、困っていることなどについても聞き取りするなど、良好な職場環境づくりに努めている。</p> <p>③ 事業の契約時や契約金の支出時において、管理監督者は「財務事務に係るチェック票」に基づき内容が適切であるかを確認するとともに、成果品については、現物又は写真にて必ず確認することとしている。</p>
---	---

(監査総務課)